

平成30年第1回川南町議会定例会(3月)会議録 (4日目)

平成30年3月19日 (月曜日)

本日の会議に付した事件

平成30年3月19日 午前9時00分開会

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | 議案第21号 | 平成29年度川南町一般会計補正予算(第8号) |
| 日程第2 | 議案第22号 | 平成29年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第3 | 議案第23号 | 平成29年度川南町営農飲雑用水事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第4 | 議案第24号 | 平成29年度川南町介護保険特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第5 | 議案第25号 | 平成29年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第6 | 議案第1号 | 川南町職員の配偶者同行休業に関する条例を定めるについて |
| 日程第7 | 議案第2号 | 川南町職員の高齢者部分休業に関する条例を定めるについて |
| 日程第8 | 議案第3号 | 川南町職員の修学部分休業に関する条例を定めるについて |
| 日程第9 | 議案第4号 | 川南町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に関する条例を定めるについて |
| 日程第10 | 議案第5号 | 川南町介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例を定めるについて |
| 日程第11 | 議案第6号 | 川南町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について |
| 日程第12 | 議案第7号 | 川南町国民健康保険税条例の一部改正について |
| 日程第13 | 議案第8号 | 川南町個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部改正について |
| 日程第14 | 議案第9号 | 川南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について |

日程第15	議案第 10号	川南町都市公園条例等の一部改正について
日程第16	議案第 11号	川南町都市公園、公園施設及び特定公園施設等の設置の基準を定める条例の一部改正について
日程第17	議案第 12号	川南町企業立地促進条例の一部改正について
日程第18	議案第 13号	川南町国民健康保険条例の一部改正について
日程第19	議案第 14号	川南町国民健康保険準備積立基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について
日程第20	議案第 15号	川南町後期高齢者医療条例の一部改正について
日程第21	議案第 16号	川南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第22	議案第 17号	川南町介護保険条例の一部改正について
日程第23	議案第 18号	川南町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について
日程第24	議案第 19号	川南町介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について
日程第25	議案第 20号	川南町営住宅管理条例の一部改正について
日程第26	議案第 26号	平成30年度川南町一般会計予算
日程第27	議案第 27号	平成30年度川南町国民健康保険事業特別会計予算
日程第28	議案第 28号	平成30年度川南町漁業集落排水事業特別会計予算
日程第29	議案第 29号	平成30年度川南町営農飲雑用水事業特別会計予算
日程第30	議案第 30号	平成30年度川南町下水道事業特別会計予算
日程第31	議案第 31号	平成30年度川南町介護認定審査会特別会計予算

日程第32 議案第 32号 平成30年度川南町介護保険特別会計予算

日程第33 議案第 33号 平成30年度川南町後期高齢者医療特別会計予算

日程第34 議案第 34号 平成30年度川南町尾鈴地区畜産用水管理事業特別会計予算

日程第35 議案第 35号 平成30年度西都児湯行政不服審査会特別会計予算

日程第36 議案第 36号 平成30年度川南町水道事業会計予算

出席議員(13名)

1番	蓑原 敏朗 君	2番	中村 昭人 君
3番	児玉 助壽 君	4番	内藤 逸子 君
5番	税田 榮 君	6番	徳弘 美津子 君
7番	三原 明美 君	8番	河野 浩一 君
9番	安藤 洋之 君	10番	林 光政 君
11番	竹本 修 君	12番	福岡 仲次 君
13番	川上 昇 君		

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 山口 浩二 君 書記 河野 英樹 君

説明のために出席した者の職氏名

町長	日高 昭彦 君	副町長	清藤 荘八 君
教育長	木村 誠 君	会計管理者・ 会計課長	日高 裕嗣 君
総務課長	押川 義光 君	まちづくり課長	米田 政彦 君
産業推進課長	山本 博 君	農地課長	新倉 好雄 君
建設課長	吉田 喜久吉 君	環境水道課長	大山 幸男 君
町民健康課長	橋口 幹夫 君	教育課長	大塚 祥一 君
福祉課長	篠原 浩 君	税務課長	三角 博志 君
代表監査委員	谷村 裕二 君		

午前9時00分開会

○議長(川上 昇君) おはようございます。これから、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。
しばらく休憩します。全員、議員控室に移動願います。

午前9時00分休憩

.....
午前9時50分再開

○議長(川上 昇君) 会議を再開します。休憩前に引き続き、会議を続行します。

日程第1、議案第21号平成29年度川南町一般会計補正予算(第8号)、日程第2、議案第22号平成29年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)、日程第3、議案第23号平成29年度川南町営農飲雑用水事業特別会計補正予算(第1号)、日程第4、議案第24号平成29年度川南町介護保険特別会計補正予算(第3号)、日程第5、議案第25号平成29年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、以上5議案を一括議題とします。

本5議案は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長(徳弘美津子君) おはようございます。総務厚生常任委員会に付託されました議案について、その審査経過と結果について御報告申し上げます。

議案第21号平成29年度川南町一般会計補正予算(第8号)、歳入歳出総額にそれぞれ6億5127万1000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ92億5319万円となりました。

各所管の担当課長及び担当職員の説明を受けました。

主なものについて報告します。

総務課では、基金積立残についてです。基金積立残は、財政調整基金積立金が11億7300万円、公共施設等整備基金積立金19億3800万円、ふるさと振興基金積立金10億9700万円となります。

意見として、積むことを目的にするだけでなく有効活用して欲しいとありました。

私立保育士等処遇改善助成金の減額148万円ですが、昨年9月議会で決定した、昨年10月から今年3月までの6カ月、私立保育士に助成するものですが、町内居住者は1カ月2万円、町外居住者は1万円を商品券で支給します。

内訳は、町内者が27名、町外者27名で54名になり、対象者は55名で、残り1名については3月中に申請されるとのことです。

福祉課では、歳入の保護者負担金は保育料になりますが、見込みにより20名程度減少によるものです。ちなみに平成30年3月1日現在の保育所園児数は、公立保育所で定員180名に対して192名、充足率107%、私立保育所は定員350名に対して371名、充足率106%で、待機児童はいないとのことでした。

まちづくり課の歳出では、新婚家庭家賃助成金実績は11件で90万8000円の減額、民間賃貸住宅居住雇用者等助成金は、実績40件で58万4000円の減額となっています。

地域おこし協力隊の減額についてはさまざま意見がありました。意見として、隊員を労働力としてではなく、町の活性化につながるような活動をしていただくために、受け入れ側の意識を求めるとありました。

自治公民館独自事業補助金240万円の減額については、山本自治公民館と多賀自治公民館については多少の予算を計上する計画ではありましたが、少額であること、また、ほかの自治公民館についてもそれぞれ計画はできつつありますが、役員改選でもあることから、新体制で取り組むことになるのではないかとのことでした。

全体的なこととしての意見で、執行残について不用額が出ないような財政運営をして予算編成をすべきとありました。

以上、慎重に審査し、総務厚生常任委員会に付託された補正予算については、全員賛成で可決です。

次に、議案第22号平成29年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)についてです。

町民健康課長ほか担当職員の説明を受けました。

歳入歳出それぞれ3億59万3000円を減額し、総額27億5250万1000円となります。歳入歳出それぞれ実績に基づく額の決定によるものです。

国保の保険者数は、平成29年4月では5,397名でしたが、平成30年2月で260名の減少となっています。

内訳として、後期高齢者医療保険へ移行した方が163名、残りの97名については、社会保険加入や町外転出、死亡になります。

特定検診受診者率ですが、今年度は現在のところ42.3%となります。参考までに平成28年度は40%、平成27年度は32%となっています。人数として集団検診者が1,152名、病院受診者は約200名、情報提供100名、情報買い取り、これは糖尿病や高血圧の方の情報を病院から買い取るものですが27名で担当課の努力が伺えます。

以上、討論はなく全員賛成で可決です。

議案第24号平成29年度川南町介護保険特別会計補正予算(第3号)についてです。

福祉課長ほか担当職員の説明を受けました。

歳入歳出それぞれ1194万9000円を減額し、総額16億4747万5000円となります。歳入歳出と

も実績に基づく額の決定によるものです。

討論はなく、全員賛成で可決です。

議案第25号平成29年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてです。

町民健康課長ほか担当職員の説明を受けました。

歳入歳出それぞれ830万1000円を減額し、総額17億8356万6000円となります。

歳入の後期高齢者医療保険料については、特別徴収955万7000円減額になっていますが、これは保険料の算定は所得割、均等割の2方式になっております。

所得割の軽減措置が平成29年度から全廃される予定で、軽減措置全廃で保険料を算出しておりましたが、激変緩和措置で平成29年度は5割軽減、平成30年度に全廃することになりました。このような理由から5割軽減分が減額となりました。

以上、討論はなく、全員賛成で可決です。

以上、報告を終わります。

○議長（川上 昇君） 次に、文教産業常任委員長の報告を求めます。

○文教産業常任委員長（中村 昭人君） 文教産業常任委員会に付託されました議案につきまして、審査の経過と結果を報告いたします。

議案第21号平成29年度川南町一般会計補正予算（第8号）について、まずは建設課関連です。

歳出の、8款2項2目道路維持費242万円の減額は、工事請負費84万5000円の入札残、備品購入費のブッシュチョッパー購入に係る54万8000円の入札残などが主なものです。

次に、8款2項3目道路新設改良費892万1000円の減額ですが、こちらも入札残によるものが主になります。

中身につきましては、尾鈴大橋の調査設計委託料31万9000円、橋梁47橋分の点検委託料147万5000円、高速道にかかる跨道橋5橋分の点検委託料108万4000円、道路路面性状調査を行うための委託料204万6000円の減額です。

この道路路面性状調査ですが、これは1級町道を調査して補修などの優先順位を決めるためのもので、今年度は町内業者に委託を行ったところ、大幅な減額となったものです。

委員からの「今までは町外に委託をしていたのか」の問いには、当初予算を要求するときに路面調査と交通量調査を一括して1つの業者に見積依頼していたが、発注する時に舗装の調査だけ町外の業者に出し、交通量調査は町内の測量業者に出したところ、安く交通量の調査をすることができたとの説明でありました。

また別の委員からは、橋や道路の補修に対する特定財源などは、しっかりとした説明を求める旨の意見が付されました。

次に、産業推進課関連です。第2表の繰越明許費、6款1項の畜産酪農収益力強化総合対策基金事業6億2640万6000円は、今3月の補正に係る3件と、昨年9月の補正に係る1件の

事業を繰り越すものです。

同じく繰越明許費、6款1項の強い農業づくり交付金事業3414万円は、都甲トマト農園がハウスの新設を行うためのものです。

歳出の6款1項3目農業振興費は、主に事業確定による減額と強い農業づくり交付金事業補助金1719万6000円の計上ですが、この強い農業づくり交付金事業補助金は、繰越明許費で申しました、都甲トマト農園がハウスの設置を行うための3414万円と、サングリーン宮崎が今年度、既に事業に取り組んで確定した事業費の執行残1694万4000円を減額した差額1796万円です。

6款1項6目畜産業費の、畜産酪農収益力強化総合対策基金事業補助金5億4429万1000円は、繰越明許費で申しました3件の養豚農家が、国の事業を活用して施設の整備を行うものです。

永田種豚株式会社が5598万5000円、有限会社グリーンタカノブが6700万円、有限会社協同ファームが4億2130万6000円になります。

次に、農地課関連です。6款1項1目農業委員会費、農業委員報酬18人分、161万2000円の増額は、任意的業務であった農地等の利用最適化の推進が業務として新たに位置づけられたため、新たに交付金事業を創設して、年間の活動実績、成果実績に対して交付金をいただくようになったものです。

6款1項10目国営土地改良事業費、負担金補助及び交付金1550万7000円の減額は、国営尾鈴土地改良事業関連、県営事業実施地区それぞれの年度事業費が確定したためのものであります。

委員からは「農業委員と調査員は別々に表記するべきではないのか」との意見がありました。

また、畑かん事業の推進で、通山・坂の上地区負担金の減額は1537万2000円と、なぜ多いのかの問いに、県が行う事業の予算の額を国に要望し、町もその金額で予算を計上するが、県が実際にやりたい事業費と国が実際につける予算の乖離が大きく、補正に影響が出てしまうとの説明でありました。

次に、環境水道課関連です。歳入の19款5項3目雑入、過年度清算金578万6000円のうち、504万8000円が西都児湯環境整備事務組合分になります。内訳は、西都児湯クリーンセンター一分が501万7000円、西都児湯斎場分が3万1000円です。

次に、教育課関連です。第2表の繰越明許費、10款1項社会教育費は川南湿原の案内看板ですが、道路管理者である国土交通省との協議が長引いており、今年度の完成が見込めないためのものです。既に国土交通省からの内諾は得ており、4月中には完成する予定です。

歳出の10款4項3目18節備品購入費13万1000円は、2名の方からいただいた図書購入に対する寄附を充てたものです。

10款4項4目文化財保護費238万6000円の減額は、井手ノ上村の遺跡発掘調査に関わるも

のです。現場の発掘作業は終了していますが、異物の調査や報告書の作成が残っており、平成30年度に改めて行うため、一旦、減額するものです。

以上が、議案第21号平成29年度川南町一般会計補正予算（第8号）の報告ですが、審査の結果、異議もなく全員賛成で可決いたしました。

続きまして、議案第23号平成29年度川南町営農飲雑用水事業特別会計補正予算（第1号）の審査の経過と結果を報告いたします。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ30万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1876万1000円とするものです。減額の中身は水質検査業務委託ほかの入札の執行残であります。

審査の結果、異議もなく全員賛成で可決いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（川上 昇君） 以上で、委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

念のため申し上げます、討論、採決は議案ごとに行います。

議案第21号平成29年度川南町一般会計補正予算（第8号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第21号について採決します。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号平成29年度川南町一般会計補正予算（第8号）については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第22号平成29年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第22号について採決します。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川上 昇君) 異議なしと認めます。したがって、議案第22号平成29年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第23号平成29年度川南町営農飲雑用水事業特別会計補正予算(第1号)について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川上 昇君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第23号について採決します。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川上 昇君) 異議なしと認めます。したがって、議案第23号平成29年度川南町営農飲雑用水事業特別会計補正予算(第1号)については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第24号平成29年度川南町介護保険特別会計補正予算(第3号)について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川上 昇君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第24号について採決します。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川上 昇君) 異議なしと認めます。したがって、議案第24号平成29年度川南町介護保険特別会計補正予算(第3号)については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第25号平成29年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川上 昇君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第25号について採決します。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川上 昇君) 異議なしと認めます。したがって、議案第25号平成29年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第1号川南町職員の配偶者同行休業に関する条例を定めるについて、日程第7、議案第2号川南町職員の高齢者部分休業に関する条例を定めるについて、日程第8、議案第3号川南町職員の修学部分休業に関する条例を定めるについて、以上3議案を一括議題とします。

これから、本3議案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川上 昇君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川上 昇君) 異議なしと認めます。したがって、本3議案は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第9、議案第4号川南町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に関する条例を定めるについてを議題とします。

これから本議案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川上 昇君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川上 昇君) 異議なしと認めます。したがって、議案第4号は総務厚生常任委

員会に付託します。

日程第10、議案第5号川南町介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例を定めるについてを議題とします。

これから本議案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議員（内藤 逸子君）・・・。

○議長（川上 昇君）マイクを近づけてください。

○議員（内藤 逸子君）すみません。議案第5号ですね、今回、介護保険法の改正に伴ってこういうことになったと言われますが、権限が町に下りてきたものですよ、このことにより職員の業務が増えることはないのか伺います。

○福祉課長（篠原 浩君）内藤議員の御質疑にお答えしたいと思います。

県からの権限移譲に伴いまして職員の業務が増えることはないのかの御質疑でございますが、議案第5号に係る事業所は、川南町では7事業所ほどございます。この部分の更新に伴う手続が市町村のほうでいろいろ発生する形になります。当然、業務の研修とかそういう部分で、今、県外研修のほう、県外の講習とか受けたりして、その内容等についていろいろ学んでいるところでございますが、その部分に関しては業務が増えるものと考えております。

以上です。

○議員（内藤 逸子君）その業務が増えることによって人員は増えるんでしょうか。

○福祉課長（篠原 浩君）人員の増加については、平成30年度は基本的には現体制でいく形になります。

しかしながら、介護保険系の部分が1つの係でなく、介護予防係と介護保険係と係が2つになる形にしているところでございます。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君）高齢社会を迎えて介護保険にお世話になる方が、私自身も含めて増えていると思うんですよ、本当に町の職員が来てお話を聞いていただくということは心強いことで、町民にとっては本当になくはならないところだと思うんですよ。だから、なるべく人を増やして懇切丁寧な介護事業をしてもらいたいと思います。

○議長（川上 昇君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第11、議案第6号川南町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これから本議案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第12、議案第7号川南町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

これから本議案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第13、議案第8号川南町個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部改正についてを議題とします。

これから本議案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議員（荻原 敏朗君） 議案第8号川南町個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部改正についてであります。提案理由では平成29年第5回、12月に行われた議会で提案した改正条例に誤りがあったので、施行日前に規定修正するものということですが、何ら反省とか問題とかあったかのように、私には全く聞こえませんでした。

今回の一部改正は、同じ規定を繰り返すという本当にイージーミス、ケアレスミスにより起こったものだと思うわけですが、もちろん審査する私どもも十分反省する必要があったと思います。きちんとした精査の上、提出を願いたいものであります。

この議案は、間違っていないかというような質問をしなくて済むような提出を望むものでありますが、二度と起こさないための、どのような検証をされたのかお伺いしたいと思います。

○総務課長(押川 義光君) 菘原議員の御質問にお答えいたします。

大変、不手際で申しわけなく思っております。これの今後の対応ということで、やはり例規審査委員の質の向上とあわせて、より多くの職員がいろんな角度から条例改正案をきちんと把握できるようにするために、例規審査委員会の委員の任命をより多くしていきたいというふうに考えておる次第でございます。

いずれにしましても、このような事態を招きましたことに深く反省しておりますし、大変お詫びを申し上げたいというふうに思っております。

○議員(菘原 敏朗君) 地方自治体なりが政策等を具現化、実際行うためにする場合には、法制執務というのは非常に大切なことと考えています。

総務課長、今、質の向上を図りますとおっしゃいましたけど、具体的にはどのようなことをお考えなんですか。

○総務課長(押川 義光君) 菘原議員の御質問にお答えいたします。

まず、2年前ぐらいから非常に取り組んでおりますことは、全職員がやはりこういう先ほど申されたように、制度、政策を実現するための条例でございますので、そういうことに早い段階からやはり慣れていくということをまず目指して、2年前から取り組んでおりますが、いろんな法制執務研修、それから出前研修を今後取り入れて、九州管内で非常に法制に長けている大きな市あたりの法制担当を呼んで、こちらで出前研修をしていただくというような方向で考えております。

それから、通常行われる法制執務の研修会にも多くの職員を研修に参加させて、全体的にレベルが向上するというようなこととあわせて法制執務の検定というのがございます、平成30年度予算にも盛り込んでおりますが、職員の法制執務検定会を受審して、そして自己研さんを進めていくという方向で今、考えているところでございます。

以上です。

○議員(菘原 敏朗君) いろいろ計画されているようですから期待しておきますけど、地方自治体の実務を執行する場合に、予算編成、執行と法制執務というのは非常に習得しなくてはならない技術だと思いますので、今後ともぜひ研さんを進めていただいて、二度とこのようなことが起こらないようにしていただきたいことを申し述べておきたいと思っております。

以上です。

○議長(川上 昇君) ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川上 昇君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川上 昇君) 異議なしと認めます。したがって、議案第8号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第14、議案第9号川南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これから本議案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川上 昇君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川上 昇君) 異議なしと認めます。したがって、議案第9号は文教産業常任委員会に付託します。

日程第15、議案第10号川南町都市公園条例等の一部改正についてを議題とします。

これから本議案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川上 昇君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川上 昇君) 異議なしと認めます。したがって、議案第10号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第16、議案第11号川南町都市公園、公園施設及び特定公園施設等の設置の基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

これから本議案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議員(内藤 逸子君) この条例で、敷地面積は100分の50を超えてはならないとされてきましたが、今度、改正に伴って運動施設率について、いいようになったと書いてありますが、この川南町ではこれで何%の運動施設率となるのでしょうか。

○建設課長(吉田 喜久吉君) 内藤議員の御質疑にお答えいたします。

現在、運動公園、都市公園ですね、総面積が約10万8600平米ございまして、その中で運動施設の面積が4万2957平米ございます。これで、現在の運動施設率としましては39.5%になります。

以上です。

○議員(内藤 逸子君) 今の答えでいいんですが、これでまだ少ないと考えて、今後、運動施設を整備していくという予定があるのでしょうか。

○建設課長(吉田 喜久吉君) 御質疑に再度お答えいたします。

今後の運動施設整備については、まだ未定でございます。ただ、補足説明でも申し上げましたように、バリアフリーとか、今後、国際基準に対応するための改修等があった場合は、当然、運動施設率は向上しますので、ただ、現在の運動施設率の残りをみた場合は、まだ1万平米以上ございます、余裕がありますので、こういったことがあっても今のところ100分の50を超えるということはないと思われま。

以上です。

○議長(川上 昇君) ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川上 昇君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川上 昇君) 異議なしと認めます。したがって、議案第11号は文教産業常任委員会に付託します。

日程第17、議案第12号川南町企業立地促進条例の一部改正についてを議題とします。

これから本議案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川上 昇君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川上 昇君) 異議なしと認めます。したがって、議案第12号は文教産業常任委員会に付託します。

日程第18、議案第13号川南町国民健康保険条例の一部改正についてを議題とします。

これから本議案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川上 昇君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川上 昇君) 異議なしと認めます。したがって、議案第13号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第19、議案第14号川南町国民健康保険準備積立基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これから本議案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川上 昇君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川上 昇君) 異議なしと認めます。したがって、議案第14号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第20、議案第15号川南町後期高齢者医療条例の一部改正についてを議題とします。

これから本議案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川上 昇君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第21、議案第16号川南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

これから本議案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第22、議案第17号川南町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。

これから本議案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議員（内藤 逸子君） この提案理由はたった2行なんですけど、「30年度から32年度までの第1号被保険者の介護保険料の改正のため、条例の一部を改正するものでございます」の2行なんですけど、介護保険は保険料も変えられて、この条例で変えられると思うんですが、もっと補足説明もしていただきたいんですが、補足説明はありませんか。

○福祉課長（篠原 浩君） 内藤議員の御質疑にお答えしたいと思います。

議案第17号につきまして補足説明ということでございますが、このときに一応、補足説明をさせていただいておりますが、その部分で「介護保険制度につきましては高齢者人口の増加に相まって、その給付費は確実に右肩上がり続けておりまして、今後もその傾向が継続されるものと予想されますと、それに伴う保険料の上昇は避けられず、今回3年間の第1号の被保険者の保険料を、第2条で改めるものでございます」ということで、改正前の年額が6万3600円、改正後が7万円ということで、「年額につきまして6,400円ほどの上昇になります」ということで補足説明をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） いろいろ改正されて、委員会に付託されて、その後、私たちが質

問して納得がいくように説明を受ければいいのかもわかりませんが、ちょっと余りにも短すぎるなどと思って、本当に身近に関わる問題なんですよね、介護保険料を納めている方たちにとっては、だから質問いたしました。

○議長(川上 昇君) ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川上 昇君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川上 昇君) 異議なしと認めます。したがって、議案第17号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第23、議案第18号川南町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これから本議案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川上 昇君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川上 昇君) 異議なしと認めます。したがって、議案第18号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第24、議案第19号川南町介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これから本議案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川上 昇君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川上 昇君) 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第25、議案第20号川南町営住宅管理条例の一部改正についてを議題とします。

これから本議案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川上 昇君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川上 昇君) 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は文教産業常任委員会に付託します。

日程第26、議案第26号平成30年度川南町一般会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

○議員(徳弘美津子君) 議案第26号平成30年度川南町一般会計予算について何点か聞いていきます。

まず歳入ですが、11款分担金及び負担金2項負担金の1目民生費負担金、保育所保護者の4708万2000円の金額ですが、昨年度から制度が少し変わりますので、これの昨年度に比べてどれぐらいの減額になるのかというのを教えていただきたいと思います。これは19ページになります。

それから、歳出になります、3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉総務費、ページは97ページになりますが、中央、通山小児童クラブ委託料2274万5000円、送迎委託料1800万円となっておりますが、これについて委託料ということで、勉強会でもありましたが、29年度はこの児童クラブについてどれぐらいの費用がかかっていたのかというのを教えていただきたいと思います。

それから、この山本小も川南小学校のほうにバスで移動をして児童クラブを行うということがありましたが、長期の休みですね、夏休み、冬休みに関しては、やはり同じように中央のほうに子ども達も移動して児童クラブとしてやっていくのかということですね。これは、地域に夏休みでも本当に子どもがいなくなってしまう状況をつくってしまうのではないかなって、学校にまだいれば、子ども達の息吹が感じられますが、長期に対してもこういうことを考えていらっしゃるのかなということ伺います。

それから、その委託をすることによってどのような利点ですね、町の財政的な利点とかで

はなくて、住民にとってどのような利点があるのかないのか、例えば雇用者にとって、どのような利点があるのかないのかということもお伺いしたいと思います。

それから、2目の児童措置費がありますが、その下になります、この扶助費の4350万円は、これちょっとわかりませんが、幼稚園に対しての扶助費なのかをちょっとお伺いします。

それから、10款教育費4項社会教育費3目文化施設費、ページ数になりますと181ページになります、グランドピアノ購入が2200万円ということになっております。現在使用しているグランドピアノの状態がどのような感じで買い替えをされるのか、当時はどのぐらいの金額でそれが購入できたのか、それから、例えば同じようなホールの規模を持っている自治体として、このようなピアノが大体どこも入っているものなのか。

それから、これの維持費ですね、やはり高級なピアノを入れるとそれなりの調律とか維持費が必要かと思うんですが、この2200万円入れることでそれが含まれているのか、それともそれがまた年度的に維持が発生するのかを伺います。

以上です。

○福祉課長(篠原 浩君) 徳弘議員の御質疑にお答えしたいと思います。

まず最初に、保育所保護者の負担金の減額でございますが、これにつきましては前年度当初が6753万2000円でございます。本年度当初と比較しまして2040万円ほどの減額という形になります。

それから、97ページの児童措置費の中の扶助費4356万円の内訳でございますが、これは私立幼稚園の経費分の負担と他市町村の公立保育所の負担分、これが扶助費の中で支払われる形になっておりますので、その部分の計上でございます。

以上でございます。

○教育課長(大塚 祥一君) ただいまの御質疑にお答えいたします。

まず、児童クラブの運営費についてでございますが、昨年度比で1334万1000円、53.5%の増と見込んでおります。中央、通山児童クラブの委託につきましては、現在、これ民間企業の見積もりで上げておりますが、このほかにも町内の社会福祉法人等にも可能性はないかということで当たっております、その場合は、随分下がるのかなと思っておりますが、予算でございますので一番高いパターンで見積もっているというような状態であります。

それから、長期休業中に山本小学校のほうで児童クラブが実施できないかという御質問だと思いますが、現在、一般質問のほうでもお答えいたしましたが、人材が不足しております、確保するのが非常に難しい雇用環境となっております。

ただし、山本小につきましては、これまでも長期休業中は実施できていたわけですから、それらの方々の御協力が得られるのであれば、長期休業中に限って山本小学校のほうでも実施できる可能性はあると思っております。

ただし、条例等で平成31年度までの経過措置期間で、専用区画で行わなければならないと

なっておりますので、行っても2年間、現在の状況では専用区間のみの対応ということになるかと思っております。

業務委託によつての利点ということですが、こちらも一般質問のほうで答弁させていただきましたが、多様な雇用体制をとることで、児童クラブで働きたい、働いてもいいという方を増やすと、もつて児童クラブの運営を安定させるというのが目的でございますので、どうぞ御理解いただきたいと思ひます。

本当に雇用環境というのは、現在、非常に売り手市場、人材不足というのは間違ひございません。現に今、求人を出しておりますが、児童クラブの支援員につきましては、なかなか来ていただひていないという状況でございますので、人がいなければ運営もできないということになりますので、少しでも働きやすい環境を整えるという意味でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひしております。

続きまして、文化施設費のピアノの購入の件でございますが、現在のピアノにつきましては、平成11年の購入でカワイ製の672万円で購入しております。

現在のピアノにつきましては、川南町の文化ホールは非常に音響がいいということで、歌声あふれるまちづくり事業やモーツァルト音楽祭の関係者の皆さんから非常に高く評価していただひておる一方で、ピアノにつきましては非常に、あまり評判が芳しくないという状態になっております。ピアノを更新すればさらにレベルの高い音楽が提供できるのだがというようなアドバイスもたくさんいただひておりまして、今回、計上するというに至っております。

維持費につきましては、今までも調律の費用がかかっております。調律は1回数万円程度ということでなっておりますので、維持費については今と変わらないと考えております。

それから、この2000万円以上のピアノが同様のホールにも置いてあるのかというような御質問だったかと思ひますが、現在、販売されているグランドピアノ、コンサート用というものは、サイズが通常のグランドピアノと違って1メートルぐらい大きいというようなものなのですが、国産のヤマハ、カワイ製のものにつきましては、この程度の価格と各社1個ずつのものなんですよね、カワイであれば、最高級品がコンサート用のグランドピアノと、ヤマハ製も同じでそのような形になっておりますので、現在、購入するとこのぐらいの定価がかかるということになっております。

以上です。

○議員(徳弘美津子君) まず、保護者負担金はわかりました。2000万円の減額ということで、これは第1子、子どもが何番目かということでも保育料が、卒園をしていても2人目から半額、3人目からは無料ということで、随分、保護者の負担が軽減されるということとなっておりますが、幼稚園に関して、先ほど私立幼稚園の4350万円という扶助費がありました。幼稚園に関してはちょっと所管も違うんですが、幼稚園の保護者に対しては、全くその

ような制度がだめなのかということですね。だから扶助費として幼稚園に手当ができるものなのかということで、幼稚園に対してはどのような考えであるのかなということをお伺いします。

それから児童クラブですが、人材不足についてということで、昨年よりも1300万円増額することによって、それがそのまま人件費にはね返ればいいですね。ただ人件費としてではなく、あくまで雇用体系がどのような感じになるかというのは委託先でないと、なかなかそこは、どういうふうに決定をするかわかりませんが、中間のところがそのあたりをどうしても手数料としてとっていけば、直接的にはね返らないのかなという部分と、児童クラブの方の雇用としては3時間から4時間なので、その方たちが社会保険に加入をするという範囲にならないので、果たしてこういう委託をすることで雇用関係がよくなり、人が求められる人材が増えるのかなというのがちょっと疑問なんですけど、どのような考えでいるのかをまずお伺いしたいと思います。

それからグランドピアノについては、なかなか、前が670万円で元々どういう経緯でそれを入れたのかわからないし、あまり評判がよくないというのを私もちょっと聞きました。それでいきなり3倍以上の2200万円というので、ちょっと自分の周りの人に聞くと「受け入れられない」と、よく言うのは「町は金がない金がないと言うけど、ピアノにはこんなお金を使うんだ」ということを言われるので、確かに私たちもこれを採決するに当たってはきちんとした理由づけがないと、やっぱり賛成をしかねないので、やはり音がどうだという世界なのか、それが600万円なのか1500万円なのか2200万円なのかという世界がわかりかねるんですが、一番は隣町の音響、例えば新富にもホールがありますが、そのあたりでどの程度のピアノを入れているのかなということをお聞きしたかったんです。

川南がもちろん音楽についてすごく力を入れているのはわかりますが、やっぱりどれぐらいの音楽人口をしたときに、どの程度のピアノを入れることが住民に納得していただけるかなと思ってちょっと確認をしたいところです。

以上です。

○福祉課長（篠原 浩君） 徳弘議員の御質疑にお答えしたいと思います。

幼稚園に関しての部分の御質疑であったかと思いますが、こちらの扶助費から支払われる幼稚園に関しましては、施設型給付に移行した幼稚園になりますので、川南でいうところの川南幼稚園、こちらが該当になります。

こちらの幼稚園につきましては、町のほうでその保育料を決定いたしますので、今回の第1子、第2子、第3子のカウントの軽減が反映される形になりますので、この部分に関しては軽減されるという形になります。

しかしながら、施設型給付に移行していない幼稚園、こちらは川南でいえば平成幼稚園になりますが、こちらのほうにつきましては町が保育料を決定する形になっておりませんので、

この部分に関しては今回の町が行う、第1子、第2子、第3子のカウントの考え方も反映されないという形になろうかと思えます。

以上でございます。

○教育課長(大塚 祥一君) ただいまの御質疑にお答えいたします。

児童クラブの支援員等の処遇ということでございますが、それにつきましては委託する際にしっかりと委託先と協議しまして、雇用が確保できるレベルに持っていきたいと考えております。

また他の、例えば社会福祉法人等に委託する場合は、午前中はほかの業務をしていただいて午後からは児童クラブの支援員として働いていただくなど、勤務時間が長くなればもっと働きたいという支援員の方の要望にお応えできると考えておりますので、その点でも働きやすくなるのではないかと考えております。

また、公務員は原則副業禁止ということになっておりまして、民間企業であれば短い時間の勤務の方であれば、ほかの仕事を兼ねることもできるというふうに伺っております。そのように民間にお願いすることによって多様な働き方ができるのであって、選択肢が広がるというのが目的でございます。

現在、先ほども言いましたが、町内の社会福祉法人等にも可能性があるということで話をしているところでございますので、できれば町内で循環できるような体制にしたいと考えているところでございます。

それからグランドピアノにつきましては、ほかのところはどの程度なのかということなんですが、その買った時期によって金額というのは相当違うということで、現在、見積もりをとってもカワイ、ヤマハについては200万円を超えるという金額のものしかございません。コンサート用ピアノというのはですね。何年か前に買っていけばそれを下回るという金額になります。現在、新品を買おうとすると200万円を超えるということになります。

また、この財源につきましては、ふるさと振興基金を充当するというところで考えております。

以上です。

○議員(徳弘美津子君) 児童クラブの委託については、ほかの業務につくことができるということの中で幅広い雇用が図られるということで、確かに受け入れは納得はできるんですが、実際、今、支援員の人たちがそういう要望があると言われたので、支援員の人たちが、例えば午前中、社会福祉法人がどういう業務しているかは知りませんよ、大体、感覚でいえば保育所とか老人ホームとかそういう感じになるかと思うんですね、あとは社協かなという気がするんですが、そこあたりの業務のことを大体、福祉に携わる仕事をして昼から児童クラブに行くという考え方なんでしょうけど、いろいろ聞きますと、まず児童クラブの雇用の金額が最低、役場と同じ金額で、子どもを見守るという世界なのか、子どもをやっぱり教育

する立場なのかって、教育まではいきませんが、やはり支援員の人たちの立ち位置というのがすごく重要で、やはりその質を上げていただく、質と言うと失礼ですね、やはりそこあたりがそういう意識のある人たちもたくさんいらっしゃるんで、その方たちが働きやすいという環境が委託になってできるのであればそれはいいんでしょうけど、なかなかその受け皿が入札か何かわかりませんが、どういうふうになるかわからないんですが、なかなか何でもかんでも子育てまで委託してしまうのかという話がちょっと理解をできないので、そこあたりはやっぱり考慮していただくといいのかなと思っております。

グランドピアノについてはわかりましたが、今後またいろいろ考えていきたいと思います。あとはいいです。

○議長(川上 昇君) しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前10時54分休憩

.....

午前11時04分再開

○議長(川上 昇君) 会議を再開します。休憩前に引き続き会議を続行します。

ほかに質疑はありませんか。

○議員(児玉 助壽君) 議案第26号平成30年度川南町一般会計予算について伺います。

47ページの19款5項の空家対策特別措置工事分とあるわけですが、予算が、歳入と歳出が一体になっとらんなんわけですがよ、これに関する歳出がないわけですがよ、この歳入根拠は何なのか。

それと、次に97ページの中央、通山児童クラブ委託料、3款民生費2項児童福祉の2274万5000円の積算根拠と、いろんな問題が起きた場合の処理責任はどこにあるのか伺います。

次に、121ページの6款3目農業振興費の農業次世代人材投資事業補助金900万円、その下の新規就農者研修事業補助金、新規就農生活支援助成金とあるわけですが、この3つは関連したものなのか。

トレーニングセンターとなっとるけんどんよ、これは何をトレーニングするのかわからんが、この目的は何で、このトレーニングという、何をトレーニングするセンターなのかを伺います。

それから149ページになりますか、8款2項土木橋梁費3目道路新設改良費の尾鈴大橋補修工事、L=81メートルほかとあるわけですが、ここにも国庫支出金やいろいろ歳入に入れとるわけですが。

これだったら、こういう予算の、何じゃったらよ、事業費が何ぼか、またはこれを、ここで諸収入と入っているのは、これは多分都農からの負担金じゃと思うわけですが。だった

らこれは事業費がここに出とれば、尾鈴大橋の補修工事、それとこの都農の負担金とうちの負担金を合わせて、何すつと、国の国庫支出金がわかつちゃけんども。

やっぱりここあたりは、もうほとんどこの事業費が載つとらんわけですが、大きなものしか。やっぱり個別に事業費ぐらい載せんないかんとかやねえね。町のその事業費載せる暇がないほど忙しいとか、よだきいとか教えて。多分、よだきいやろうと思うんだけど。

あんたら、今、予算要求書を持つとるだろ。それで説明するわけだが。都農は、その予算要求書を都農町議会やっちゃかいよ。川南町はやつとらんとか、やっぱり丁寧に説明しとらんかったら事業費はわからんよ、これは。

次に、163ページの西都児湯いじめ問題対策専門委員会共同設置負担金1万円を計上しているわけだけど、今、俺が知つとる範囲で、国中に3名、通山小学校に1名、いじめが原因で不登校になつとる子がいるんだが、これは何のために設置されているのか。

去年も、28年の決算を見ても、予算が消化されとらんで、不用額で上がつとるわけじゃが、恐らく今年の3月の補正には載つとらんけんどんよ、3月の何があるかい、3月いっぱい何があるから載つとらんと思うけど、恐らく決算では出てくると思うんだが。3人、4人もいじめで不登校になつとる子がおって、これに予算を消化せんちゅうことはよ、何のためにあるかわからんとやが。この設置目的、それに負担金を払う目的は何ね。どう、この。何かこれは、教育費になるとか。

次、165ページの、下段のほうの外国人招致青年報酬、1人で300万円上がつとるわけじゃが。それと次のページに、外国語指導助手派遣業務委託料で631万円が上がっているわけじゃが、これは関連するものなのか、この派遣業務委託料ちゅうたら、あつせん業者みたいなんとに、これだけを払う……。派遣する業者に、この委託料として払いよるとか、これ都農のあるがよ。そこ辺のとこを、どう、今。

これは169ページで、通山工事請負費で、通山小学校図書室空調機器設置工事が1028万2000円になつとるけんどん、これは、他の小学校の設置状況はどうなっているのか、公平にこういう事業を行つとるのかを伺います。

先ほど言われた181ページの、同僚議員が聞いたグランドピアノの購入ですけど、更新とか何とか意味不明なことを言いよつたけんどんよ。これは多分、町が買って、あそこに置いた場合、使用料は取るとか、取らんとか。取った場合、どこが取るとか伺います。

もう最後なので、この185ページの全国草原サミット補助金、これについて、今、主催者はどこか。これを見ると、国・県あたりからの支出金があるのか。これは10万円がそうなのとか知らんけんどん。これをした場合、条例を設置したわけですが、湿原条例を。その趣旨に合うぐらい、この120万円で、うちが開催地になるわけじゃけんどん、主催者は別じゃと思うんだけど、そげんなつたときに120万円で充足するのかを伺います。

○建設課長(吉田 喜久吉君) 児玉議員の御質疑にお答えいたします。

まず歳入の19款5項3目の空家対策特別措置工事分の12万円の根拠ということでございますが、一般質問でも答弁させていただいたとおり、平成28年度に空家対策特別措置工事ということで、家屋を除却した除却費、これにつきましては、相手方と協議の結果、分割払いということになりまして、28年度に5万円の財源。（「ここは予算書で説明できないといかんちゃうがね。予算書で歳入歳出の根拠を聞きよっちゃが、その一般質問のものと違うから。これだったら歳入根拠はないじゃないね。そのことを聞きよっちゃがね。」という者あり）

○建設課長(吉田 喜久吉君) はい。あの……。 （「それは違うて。予算は住民のものじゃっちゃがね。」という者あり）

○建設課長(吉田 喜久吉君) いやいや、12万円の根拠でしょう。

○議長(川上 昇君) 12万円の件を、予算書で説明できんかちゅう話です。（「歳入の根拠がないどがね、歳出のなんがねえから。」という者あり）

○議長(川上 昇君) 12万円の根拠を、今、この予算書で説明できないといかんとやないかということなんです。児玉議員の言い分はね。

○建設課長(吉田 喜久吉君) 12万円の根拠でございますが、分割払いということで、月1万円の雑入を見込んでおりまして、12カ月分の12万円という形になります。

それから……。 （「違うて、歳出はないじゃねえね、一般になつとらんじゃないね。」という者あり）

○建設課長(吉田 喜久吉君) 歳出につきましては、先ほど申し上げたとおり、28年度に歳出費用を上げておりまして、その財源としては5万円の特別財源と、あとは一般財源で構成をしておりまして、翌年度からにつきましては、雑入という形になろうかと思えます。

（「だから、またがってすることが間違っって・・・。」という者あり）

○議長(川上 昇君) 児玉議員、待ってください。答弁を続けてください。（「答弁が、ちゃんとしたこの予算書で、歳入歳出根拠がない。歳入があつて、歳出根拠となる事業がなかったら、それは根拠がないでしょう。」という者あり）

○議長(川上 昇君) だから質問の内容は、そのように建設課長は理解されていて、それに対する答弁が、今の内容ということになろうかと思えます。（「俺、一般書類、予算書、議案質疑じゃかい。俺は一般質問の質疑を聞いとらんちゃうかい、一般質問も何も。」という者あり）

○議長(川上 昇君) 支出を、結局この予算書で支出を。

○建設課長(吉田 喜久吉君) いや、支出があるって。

○議長(川上 昇君) それを、その辺の質問。

○建設課長(吉田 喜久吉君) ですから、歳出につきましては、28年度に予算を計上しまして、その歳出を、財源としては5万円の特定財源と、残りは一般財源という形で、歳出についても、そこで終了をしております。

ですから、翌年度からにつきましては、雑入という形で分割払いになりますので、雑入という形で入ってくるということでございます。よろしいですか。

○議長(川上 昇君) 言うんだったら、それしかないということでしょう。それを言わないと。そうやって、言っていないんだから。

○建設課長(吉田 喜久吉君) 続きまして、歳出の8款2項3目道路新設改良費の工事請負費でございますが、尾鈴大橋補修工事ほかという形で載せてありますが、決して手を抜いているわけではございませんが、複数箇所がある場合は、どうしても入札の関係で、金額は入れないということで、以前からそういう形をとらせております。

それから、尾鈴大橋補修工事ほかということで、ほかの事業につきましては、まず橋梁関係が、大内・白髭原の大内橋、それから十文字・西の別府線の湯迫西橋、それから高森橋ということで、それぞれ改修工事を予定しております。

それと道路につきましては、新しく松原・通山線の舗装打ち換え工事ということで、この中に入っております。

以上でございます。

○産業推進課長(山本 博君) 児玉議員の御質疑にお答えいたします。

農業次世代人材投資事業補助金と新規就農者研修事業補助金と新規就農者生活支援助成金、この3点につきまして関連があるのかという御質疑でありました。

下のほうの、新規就農者研修事業補助金の200万円と新規就農者生活支援助成金の157万5000円につきましては、これはトレーニングセンターの関係で関連があります。

上の農業次世代人材投資事業費補助金の900万円についてであります、これは国の事業を活用しまして、新規で就農、自ら経営をした場合に、基準所得が300万円以下になった場合に、国のほうから100%補助が出るということで、これは全く別物であります。

次に、何をトレーニングするのかということでございましたが、川南町の新規就農者のトレーニングセンターということで、農業技術の習得をする施設という位置づけでおります。

今回はピーマン栽培の技術を学ぶ場所ということで、トレーニングセンターというふうにも呼んでおります。

以上でございます。

○教育課長(大塚 祥一君) ただいまの御質疑にお答えをいたします。

児童クラブの業務委託の根拠ということでございますが、業者のほうから見積りをいただいております、それをもとに計上をしております。

また責任の所在ということでございますが、設置者として町に責任がある部分と支援員の過失によるものについては、業者の責任ということになろうかと思っております。

次に、いじめ問題対策専門家委員会につきましては、重大事態に至った場合に調査する機関ということになっております。

それから、外国語指導助手派遣業務委託と外国人招致青年報酬につきましては、やっていただくのは英語の授業の助手ということになります。以前から来ていただいている方につきましては、川南に在住しておりまして、こちらで直接働いていただいているという形になっておりまして、2020年から、小学校の外国語活動が外国語授業と。5、6年につきましては授業、3、4年につきましては外国語活動というのが追加されまして、来年度から経過措置としまして、5、6年生に授業を、3、4年生に外国語活動を実施するということになりまして、現在、1人で7校を対応していただいておりますが、ちょっとできないだろうということで、もう一人お呼びしたいということになりまして、今回、外国語指導助手派遣業務委託料を計上したということです。この業者がございまして、外国語の指導員を派遣する業者に見積りをとったというところでございます。

続きまして、ピアノの使用料につきましては、1時間当たり1,200円ということになっております。文化ホールのほうは指定管理者制度でございまして、指定管理者の収入ということになります。

それから、全国草原サミットにつきましては、実行委員会方式で実施いたします。串間市と川南町でつくります全国草原サミットシンポジウムin串間・川南大会実行委員会という形で行いますが、メンバーとしては、メインのメンバーは串間市と川南町がメインのメンバーということで、させていただくものであります。

この草原サミットの目的は、全国の草原を有する自治体が一堂に集まりまして、その草原の持つ公益的な役割や価値について広く国民にアピールするとともに、全国各地で取り組まれる草原活動の現状と課題に関し議論を深めながら、草原保全に取り組む全国の自治体や草原保全の担い手、NPO法人との共通認識を醸成し、今後の活動に向けて連携と交流を図ることを目的として行うものです。

湿原も草原の一部ということになっておりまして、この大会を実施することによって、川南町内の湿原に対する認識も高まるものと期待しております。

以上です。

○議長(川上 昇君) 169ページがない。通山小学校の169ページの答弁の。

○教育課長(大塚 祥一君) すみません、通山小学校の図書室の空調設備ですけれども、現在、段階的に整備しているところございまして、通山小学校を整備しますと、残りは多賀小学校だけということになりますので、それについても計画的に整備していきたいと考えております。

以上です。(「西都児湯。」という者あり)

○議長(川上 昇君) 西都児湯は言ったよね。西都児湯はたしか答弁しています。(「うん。」という者あり)

○議長(川上 昇君) 答弁しています。(「言うた。何て言ったつね。聞こえんかつ

た。」と言う者あり)

○議長(川上 昇君) 次、質問あれば続けてください。(「ああ。」と言う者あり)

○議長(川上 昇君) 次の質問。

○議員(児玉 助壽君) 今、空き家のなんじゃけんどん、これは上にいろいろ雑入で上がってきとるけんどん、みんなみると、相手があるとよね、歳入にすると、歳出の相手が。だから根拠になるわけだけど、これじゃ相手がないから根拠にならんじゃないかという質問をしよるんだけんど。

そしたら、あんたどんが、建設課長、あんたが言うをやったら、総務課長も何よ、これは会計の何をつくったかわかると思うがよ。それを言うをやったら、この残りの歳入未済額で代執行したお金17万円、それも入れんならんごとなるよ。

だから、総務課長、経理方法を見直す、町長はねじごちやるか言うけんどんよ、そしたら17万円のこれは代執行した分、ということは、これは会計のこういう予算書や何やよ、一切出てこんなってくとだがよ。

一切出てこんごと、不納欠損処分せんならんごつにもなるし、恐らく、代執行で同意をとつとらんかいよ。法的請求権がないと思うのだけど、それでも請求することはできるわけだが、そうなつと、ちゃんと管理しとらんかったらよ、徴収努力を怠ることにならんね。税金でしてるとんよ。徴収努力もせんでいいごとなるよ。ちゃんと経理していかんな。

今度、5万円、12万円、今まで19万円、去年を入れると19万円収入があるわけじゃけんど、去年のとはまだ一切も出てきとらん。去年の当初を見たら出とらんし、今年の決済でも出とらんから12万円という銭はよ、決算書しか載ってこんわけだがね。経理方法を見直さん限りはよ、こういうことになるわけだがね。あんたどんの説明聞いてると。予算は住民のものじゃつちゃかいよ、住民にわかるごとしとらんと、あんたどんがわかってもだめやつちゃわ。

児童クラブの積算根拠を聞いたらよ、何かあつちが言うたとか何とかと言いよつたけんどん、積算根拠と言うたらよね、何人雇って、これは講師か、指導員か、何人やって何時間、年に何時間働いて、そのうち何ぼ何ぼになって、その委託業者に何ぼか銭がいくかい。そういう何じゃねえね。あなた積算根拠が何にもなつとらんよ。だから、これは何人で組んどつとね、指導員を。そして、この委託業者に何ぼ、利益ちゅうか、そんなんが上がるものが何になつとつとね。

公務員がほかの仕事はできんと言いよつたけんどんよ、俺も一応、公務員じゃつちゃけんどんよね、仕事はしよつちゃけんどん、非常勤の公務員の場合は、あんたが言う何な、はまらんちゃねえね。

尾鈴大橋の工事でもよ、大体もうこれは概算要求じゃかいよ。その事業費を載せてんよ、これは概算要求じゃから余分に計上していると思うとよな、いろいろな問題があつて、それに対応できる工事の余裕をみて上げているとやかいよ。別に事業費を上げてんよ、そんげ差

しさわるもんじゃねえとは思っちゃがよ。年度末の3月の補正で精算して、財源更正すれば済むことではあるっちゃかいよ。

今の121ページ、あそこでするとは、俺は恐らくピーマンじゃと思うとじゃがけんどんよ、これを見とると、川南町には、このピーマンしかねえっちゃねえどかいと思うっちゃが、そんななんじゃったら。

もういっぱい作物もあるとによ、何でピーマンだけに限定するか、俺はいまいちわからんとやけんどんよ。もうちょっと、トマト作りたい人もおるし、キュウリ作りたい人もおるのだから、もうちょっと門戸を広げてせんかったらよ、何か移住者か定住者かの何で、そういう何してしよっと思うんちゃけんどんよ。それは限定的になんじゃねえね。その来る人がピーマンばかりは作らんはずじゃが。やっぱりもうちょっと門戸を広げてしないと、そのいかんと思うんちゃけんどん。

今の何じゃけんどん、西都児湯のいじめの何じゃけんどん、教育長、これはいじめのとき、これは今度の議会の質問にしたっちゃけんどん、いじめ問題で。だから町長がよ、そのいじめ問題は難しいから、いい考えがあったら俺に教えてくれと言いよったけんどんよ。これは俺に聞く前はこんげなしとるとによ、ちゃんとそれをいじめ問題対策専門家委員会ちゅうとがあつとやかいよ。

勘違いしとるんじゃがよ、この人達に依頼して、解決策を見出していかんとやねえね。何でそういうことをせんとね。そのためのこれは委員会でしょう。自殺したとや何やを調べるための俺は委員会じゃないと思うとよね。いじめを防止するための俺は専門委員会じゃと思うんちゃけんどん。

これ、自殺や何やした後、この後でよ、調査しても何もならんわけですよ。そんげならんための、この専門委員会じゃとんよ。何で使わんとですか、何で利用せんとですか。

それが今、いじめがあっていることを認めたくないからじゃないですか、困るから。なかつたことにしようちゅうのは何でか、これを利用せんととられてしょうがねえですよ。

グランドピアノの件じゃけんどん、使用料を取ると言いよったけんどん、これはどこが取るかわからん。どこが取るとですか。(「委託先ですね。」と呼ぶ者あり)委託業者が取ると。なら、使用料、使用料はどこが取るか。グランドピアノの使用料を委託業者が取りよったらよ、とんでもねえ話じゃがよ。維持管理は町がして、その上に委託料も払っていてよ、今度は使用料も取ったらよ、維持管理はうちがして、何したら、これは委託料以上の経費が要ることになるがよ。

だから、それで、そこが取りよったらよ、その委託業者が。今、川南町の何を使うてん使用料を取られるわけじゃがよ。だから、その整合性がなくなるよ。

○建設課長(吉田 喜久吉君) 再度お答えいたします。

まず債権額の全額調定関連かと思いますが、特定空家所有者のやむを得ない事情で、当該

債権の全部を経済的に一括で履行できない場合は、分割誓約ができると、分割納付ができるということになっておりますので、この事案につきましては、単年度で履行するのがいいだろうということで、誓約を交わして、年度ごとに調停をやっているというところでございます。

それから、もう一軒の空き家の対応につきましては、これは代執行と言われますが、これは代執行ではありません。住居前の分です。これは空家対策の推進に関する条例にあります緊急安全措置ということで、適切な管理が行われていない空き家等が、倒壊の恐れがあり、著しく危険な状態にある場合は、必要な最小限度の措置をとることができるとなっておりますので、この事案につきまして請求はしておりません。

以上です。

○教育課長(大塚 祥一君) ただいまの御指摘にお答えをいたします。

児童クラブの見積りの指導員等の人数ということでございますが、通常時10名プラス長期休業中に4名で、14人で見積もりをしております。

見積りの中に業者の取り分、利益というのは出てこないんです。管理費ということで含まれておりますので、そのうちの幾らが利益かというのは、ちょっとこちらの見積書のほうではわからないという状態でございます。

それから児童クラブの支援員は副業ができるのではないかとということでございますが、議員さんとしては特別職でございまして、支援員は一般職でございまして、一般職につきましては、地方自治法の適用を受けますので副業禁止ということになります。

続きまして、いじめ対策専門家委員会になぜかけないのかということでございますが、議案質疑の一般質問でもお答えをいたしました。保護者の意見等や調査した結果等を踏まえて、総合的に判断しまして、重大事態には至らないということで、かけていないということでございます。

それから、グランドピアノの使用料を取るのかということでございますが、1時間当たり1,200円を徴収いたしまして、取るのは指定管理者でございまして、これは指定管理者制度そのものが、そういう形になってございますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○産業推進課長(山本 博君) 児玉議員の御質疑にお答えいたします。

トレーニングハウスの件で、なぜピーマンなのか、門戸を広げるべきではないのかという御質疑をいただいております。

まずこのピーマンにつきましては、JA尾鈴のピーマン部会のほうで、高齢化による後継者を危惧されまして、どうにか担い手を確保したいといったところからの部会のほうの協力を得まして、講師を引き受けただけのといったところと、販路もしっかりして、その相手先のほうから、まだまだ生産量を増やしてほしいといったところから、まず今回はピーマン

に取りかかりました。

児玉議員が言われますように、今後もピーマンだけにとどまらずに、各部会と相談させていただきながら、他の品目にも広げていって、いろんな品目で担い手を確保していきたいというふうに考えております。

以上です。

(「その西都児湯の何を利用せん理由、何で利用せんと。」という者あり)

(「西都児湯いじめの欄、専門委員会」と呼ぶ者あり)

○議長(川上 昇君) 何で利用せんかという質問は、ありましたね。どうして利用しないのかという質問はあったね。さっきあったよ。(「これは何で利用せんと。」という者あり)

○議長(川上 昇君) さっきありました。答弁はしたというふうになっていますが。答弁はしたというふうになっていますが。(「銭を使っているはずじゃけんどんよ。」という者あり)

○教育課長(大塚 祥一君) 先ほどの答弁で、ちょっと法律名を間違っておりました。副業禁止のところで、地方自治法と申し上げましたが、地方公務員法に訂正をお願いします。すみません。(「公務員法じゃねえけんどん。」という者あり)

○議長(川上 昇君) それはまた、さっきのとは質問が違いますね。(「利用、利用も時間がねえがね、お前。9分しかねえとん。」という者あり)

○議長(川上 昇君) いや、もう答弁したということですから。(「それなら、その利用、利用。」という者あり)

○議長(川上 昇君) 質問を続けてください。(「何で利用せんとか。それなら、俺に聞く前に、何で西都児湯にいじめの専門委員会を罷免せんとかと聞きよっただけじゃがね。」という者あり)

○議長(川上 昇君) いや、だからそれは答弁したということですよ。(「これ、今、ちゃんと質問に返せんよ、ちゃんと答弁になつとらん。」という者あり)

○議長(川上 昇君) もうこれは答弁しているってことですから。(「いや、聞いとらんもん。」という者あり)

○議長(川上 昇君) ほかに質問はないですか。(「聞いとらんもん・・・、川南とか。」という者あり)

○議長(川上 昇君) じゃ、もう一度質問したらいいじゃないですか、もう一度。発言許可とって。

○議員(児玉 助壽君) その12万円の件じゃけんどんよね、俺はこれじゃいかんと思うっちゃけんどんよ。歳入と歳出は一体になつとらんいかんとかやがね。

だから、代執行じゃないと言いつたけんどんよ。だから、片一方は取つとってよね、そ

の片一方は錢を取らんでいいごとなっとなつちやがよ。同じ法律を適用して。おかしいじゃねえね、それじゃ。俺は言いたくないけどんよ、どっちも危険だったがね。だから、片一方は分納ですることにして、片一方は請求せんと。それはおかしいじゃねえね。

○議長(川上 昇君) これは議案質疑ですから、予算に対する質疑を簡潔丁寧にまとめてください。

○議員(児玉 助壽君) だったら何、あら何ね、一般質問のところの何を出して、答弁させて止めんかったとね。議案に対しての質問と違う答弁して、何で止めんかったとね。執行部側立ってよ、議長、しよるがよ。

○議長(川上 昇君) 私は、議長として、議長職に全うしているだけです。

○議員(児玉 助壽君) だったら。

○議長(川上 昇君) 議案質疑ですから。

○議員(児玉 助壽君) 議案じゃ、俺が質問に対して議案で、これは歳入と歳出が、根拠がねえなどと、根拠のねえこつ答弁しよって、何で止めんかったとね、そしたら。

○議長(川上 昇君) いや、だから、その質問に対する答弁が、先ほどの答弁。その答弁を。

○議員(児玉 助壽君) 違う。

○議長(川上 昇君) その答弁で、児玉議員が。

○議員(児玉 助壽君) 違うでしょう。

○議長(川上 昇君) 判断しろということでしょうよ。

○議員(児玉 助壽君) 歳入に対して歳出が入ってかねえじゃねえかと聞いとつとん。違うこと答えとったじゃねえね。

○議長(川上 昇君) それは児玉議員が思っていることで。

○議員(児玉 助壽君) なら、予算書。

○議長(川上 昇君) こちらの町側の、町側の答弁はそういう答弁であるということでしょう。

○議員(児玉 助壽君) 予算書。

○議長(川上 昇君) それをいいとか悪いとかっていう判断するのは、それぞれの議員ですよ。

○議員(児玉 助壽君) 予算書の議案よ、俺が質問しよつとは。

○議長(川上 昇君) そうでしょうけど、今は。

○議員(児玉 助壽君) 違うて。

○議長(川上 昇君) この一般会計の予算の質疑ですよ、今。

○議員(児玉 助壽君) そうよ、予算の質問書じゃねえね。

○議長(川上 昇君) 簡潔に質疑してください、ですから。

- 議員(児玉 助壽君) 何で、簡潔に答えとらんじゃねえね、したら。
- 議長(川上 昇君) いや、だから答えは先ほどの答えが。
- 議員(児玉 助壽君) またがってすることは、でけんと。
- 議長(川上 昇君) いや、そういうことを私に言ったって、答弁はこちらですから。町ですから。
- 議員(児玉 助壽君) そしたら、止めよ。俺を止めたごつ、止めんな、そしたら。俺を止めたどおり、止めてくださいよ。
- 議長(川上 昇君) 私は、児玉議員の質問に対して、町側の答弁をそのまま言っているだけです。答弁の内容は、私がどうだこうだ言うことができるはずがない。
- 議員(児玉 助壽君) だったら、ほったら俺には何で止めるとね。俺は歳入があって。
- 議長(川上 昇君) 児玉議員が思っている。
- 議員(児玉 助壽君) 相手の歳出がねえじゃねえかと言いよっとよ。
- 議長(川上 昇君) 児玉議員が思っている答弁じゃないから、そうやって言っているんでしょ。
- 議員(児玉 助壽君) そうよ。
- 議長(川上 昇君) 町としては、そういう答弁だから、それを我々は議員として判断すると、そういうことでしょう。
- 議員(児玉 助壽君) 違う。ちゃんと。
- 議長(川上 昇君) じゃ。
- 議員(児玉 助壽君) 歳入があったら、歳出がねえのはおかしいどがね。
- 議長(川上 昇君) はい。質疑続けてください。
- 議員(児玉 助壽君) 何のための予算ね。予算が歳入歳出一体になっとらんならいかんとだがね、議長。必ず相手がいるとやがね。相手のない歳入はないとやがね。
- で、その報告をしたちゅうたけんどん、もう今のこの仕方じゃよ、多分その保護者が、もう第三者委員会に頼まんでいいと言うたかいという理由があるけんどん、もう町が、この保護者に言うたときには、もう手遅れなんです。もう学校が認めとっちゃかい。第三者委員会がよ、認めてんよ。何にもならんちゃかい。だから、不登校やらそういう重大事態に陥る前に、この第三者委員会ちゅうもんを、利用を何でせんとかと俺は聞きよるわけですよ。
- もう今の状態でしても、教育長も答えたとおりに、もう更生したかい、いじめとるか、何がねえから、そういうことはできんと言うたけんど。そういうことはできんとなったら、もう保護者は第三者委員会に設置して最初、調査しろとは言いませんよ。その前に、何で、せっかく西都児湯で設置しているのに、何で利用せんと聞きよるだけですがね。何で利用せんと。
- 建設課長(吉田 喜久吉君) 再度、御質疑にお答えいたします。

2軒の空き家除去に関する費用のことであつたかと思いますが、この12万円の除去につき

ましては安全代行措置で処理したということで、相手から同意をいただいて除去をしたということでございますので、費用については相手から徴収するというをしております、もう一軒につきましては、緊急安全措置を講じたということになりますので、この事案については請求はしていないということでございます。

それから、12万円のことでございますが、これはもう雑入という形で、先ほど述べたように、28年度で一般財源と特定財源という形で処理しておりますので、28年度以降につきましては雑入という形になろうかと思えます。

以上です。

○教育長(木村 誠君) 先ほどから4件と言われますけども、私たちが認識しているのは2件です。

それと、未然防止のために今年度見直しをして、各学校とも町が作りしました「いじめ防止基本方針」、未然防止のためにはこれを活用してやっていく仕事であって、ここはもう、いわゆる調査です。調査機関ですので、先ほどからも一般質問で答えましたけど、先ほど課長が答弁してますけども、総合的に判断してかけなかったということでもあります。

以上です。

○議長(川上 昇君) しばらく休憩します。

午後の会議を1時からとします。

午前11時52分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長(川上 昇君) 会議を再開します。休憩前に引き続き、会議を続行します。

ほかに質疑はありませんか。

○議員(中村 昭人君) 平成30年度川南町一般会計予算についてですが、65ページになります。2款1項6目のふるさと納税の事務委託料1800万円とありますが、この1800万円は、今、役場の総務課内で行われております事務作業、それを民間といいますか、他の団体にこの事業を委託するのかという質問と、もう一点が、161ページになりますが、消防費9款1項4目の19節、防災行政無線の更新工事施工管理委託料と工事請負費であります。これは3年に分けて防災行政無線の更新を行うということですが、平成30年3月現在でいくと世帯数は6,000世帯ぐらいだと思んですが、単純にこれを3分割しての工事になるのかということと、この工事請負費が5億3233万4000円とありますが、この工事っていうことになると、請け負える業者っていうか、入札等は町内になるのか、専門的な分野ということではかの業者になるのか、というようなことの説明をお願いしたいと思います。

○総務課長（押川 義光君） 中村議員の御質問にお答えいたします。

65ページの中段にありますふるさと納税事務委託料ということでございます。ふるさと納税につきましては、基本的に本町の職員で一般職・非常勤職員等を使いながら、当然職員もおるわけですが、事務をするのが基本でございますが、諸々の事務につきまして、やはり、外に専門の方々に委託をするという部分が多々ございます。そういう事務に関する、いろいろな事務を一部委託するための費用でございます。基本的にはうちの職員でやりますが、専門性を必要とするような部分につきまして委託をするための費用ということで、御理解いただければというふうに思います。

以上です。

○まちづくり課長（米田 政彦君） ただいまの中村議員の御質問にお答えします。

防災行政無線の工事の施工管理委託料とあわせてのデジタル更新整備工事なんですけど、平成30年度から整備を予定しているものとしましては、親局遠隔制御、簡易中継局、屋外拡声子局と通山自治公民館、東地区自治公民館の個別受信機を予定しております。

以降31年度、32年度につきましては、山本中央地区が31年度、多賀・川南西地区が32年度に予定しております。この総工事費に伴いまして、業者については川南町だけでは到底難しいものでございますので、町外に手を広げまして業者を募る予定にしております。詳細については、入札担当課に依頼をすることになるんですけども。

以上です。

○議員（中村 昭人君） ありがとうございます。

ふるさと納税の事務委託というと、以前は、商工会のTMOということでやった後に、システムを入れるということで本町のほうの総務課ということになったんですが、今、ということはこのふるさと納税の事務委託料っていうのは、これは新規の予算になるんですかね。今でも、このふるさと納税の事務は、専門的な分野は外部の業者に委託をしているという現状でしょうか。

○総務課長（押川 義光君） 中村議員の御質問にお答えいたします。

今までも一部は事務委託をしておりました。今後もやはり、そういう専門性が必要であるようなものについては、今後も基本はうちでやりながら、専門性の分は、そういう委託に回すという部分でございます。

以上です。

○議員（中村 昭人君） いろんな事務作業の内容があるかと思うんですが、その専門性を求められる事務というと、実際、どんなものなんでしょうか。1800万円というと、結構、かなりな事務量大とは思いますが。

○総務課長（押川 義光君） 例えば、広告を打つときに新聞社に広告を出すと。本来であれば広告というところになるんですが、そのデザインから含めて委託するような場合、そう

いう場合は、やはりこの委託料を使ったりしております。

以上です。

○議長（川上 昇君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（竹本 修君） 議案第26号平成30年度川南町一般会計予算の3カ所ほどお聞きをしたいと思います。

60ページから61ページということで、2款総務費の1項6目企画費の中の中ほどの「住みやすいまちづくり移住・定住の促進」ということで上げておられますが、地域おこし協力隊員報酬ということで、今年は12名の2207万8000円というような金額なんですが、説明によりますと現行の5名に加えて新年度からは7名ということで掲げられておりますが、この選考に当たって、今、12名確保されているのか、お伺いしたい。その場合に、県外等の考慮があったら教えていただきたいと思います。

もう一点につきましては、68ページから69ページの中の2款1項11目の下から、設計委託料593万2000円ということで、自治公民館といえば川南別館ですか、そういった形の設計委託料ということでございますが、設置に当たっては現在の場所であるかということをお聞きしたいのと、駐車場等を考えていった場合にどうなっていますかということをお願いしたいと思います。

もう一点は、86ページ、87ページですが、3款民生費の1項1目社会福祉総務費の中の一番下になろうかと思いますが、総合福祉センター実施設計委託料ということで、8412万2000円ということで計上されておりますが、設計に対しての要望等はいろいろな協議を、説明等はありませんでしたが、その要望につきましての大体の了解のもとで設計をされると思いますが、そのあたりの調整等はどういったのか、お伺いをしたいと思います。

以上、3点をお願いします。

○まちづくり課長（米田 政彦君） ただいまの竹本議員の御質問にお答えします。

まず、地域おこし協力隊12名ですが、現在の5名に加えて産直おすず村2名につきましては、補足説明で申し上げたとおりです。残りの5名ですが、最近、募集をかけておりましたシェフが一応、2次審査通過した3名がおります。残りですけれども、引き続き、通浜の直売所の募集と地域コミュニティサポーターということで、自治公民館の地域振興計画推進員のお手伝いをしていただく方の募集を行っているところです。

あと、自治振興費の設計委託料ですが、川南別館、川南小学校の運動場の北側にあるんですけども、自治公民館にお伺いしましたところ、現在の場所、その周辺が非常にいいというお答えでしたので、あの付近を一応予定をしているところです。駐車場等、また出入口等については、今後、設計等の入り口等によってまた整備をしていく必要があるかと考えております。

以上です。

○福祉課長（篠原 浩君） 竹本議員の御質疑にお答えいたします。

総合福祉センターの設計委託に関しての御質疑でございますが、この部分に関しましては、一般質問でもありましたように、現在、整備計画基本計画を策定しております、この部分のパブリックコメントは2月28日から3月14日にホームページ上で掲載したところでございます。この部分に関しての特段の意見はございませんでしたが、商工会等にもちょっとお話をさせていただいて、その中でいろんな御意見もいただいたところでございます。

また、建設予定地の部分で、日照権等の問題等、そういう部分で現在の道路を挟んだコアビル等の所有者・管理者についても一応の了解をとらせていただいております。

今後につきましては、この部分の整備計画基本計画を参考にしながら、基本設計・実施設計に当たっていきいたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議員（竹本 修君） 地域おこし協力隊につきましては、細部について説明されたというふうに思うんですが、これからやっぱり、名前のおとり、移住・定住の促進ということでございますので、そのあたりに気をつけていただいて募集等をやっていただきたい。

それとあわせて、午前中の総務委員長の報告でもございましたが、町の活性化につながるような形で受け入れを考えていただきたいということで要望しておきたいというふうに思います。

それから、設計委託につきましては自治公民館につきましては、地元の方との相談ということで、逐次やっていただきたいというふうに思います。特に、道路関係の駐車場とかを気をつけていただいて実施をお願いしたいというふうに思います。

それから、総合福祉センターにつきましては、いろんな形でそういった目的の中で考慮されて、大方のものができるということで実施設計ということに進んでおられるというふうに思うんですが、入り口の状況につきましては、どういうふうに進んでいるか、あわせて質問させていただきたいと思います。

○福祉課長（篠原 浩君） 竹本議員の御質疑に再度お答えいたします。

総合福祉センターの入り口の問題でございますが、この部分に関しましては、現在予定している建設予定の部分が現在の公民館を解体した場合の跡地と、武道館解体の跡地を予定しているという部分で、現在の整備計画の中では、3階建ての3,600平米程度ということで考えておりますが、その中で現在より建物自体が前に出ていくという形になりますので、入り口がかなり狭隘、狭くなる可能性がございます。この部分に関しても、商工会の道路面の地権者の方々と協議させていただいて拡張ができないかという部分を検討させていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議員（竹本 修君） 総合福祉センターのことにつきましては、先ほど課長のほうから

答弁ございましたが、入り口等につきましては関係者といろいろな相談をして実施をしていただきたいということを申し添えて、質問を終わります。

○議長（川上 昇君） ここで、総務課長から発言の申し出がありますので、これを許します。

○総務課長（押川 義光君） 先ほどの中村議員の御質問に対して、一言ちょっと漏れておりましたので、答弁させていただきます。

ふるさと納税事務の委託料につきましては、もう一つ、「さとふる」というサイトがございます。このサイトは、平成29年度から始めておるんですけれども、受付から物品発送、それから、諸々の事務を「さとふる」という会社が自動的にもうやってくれるという事務がございます。それが12%の手数料をとって、そういう事務をやっている部分もあります。試行的に29年度に始めまして、その部分もこの費用の中に含まれておりますので、30年度も引き続き、一部はこのサイトをちょっと利用させていただきたい。

と、申しますのが、このサイトもある程度全国的に認知された団体でございまして、一つの納税を呼び込むという手段もあるものですから、この部分もちょっと活用させていただいておりますので、この分の委託料も含めて、先ほどの答弁とあわせてこの予算を組ませていただきました。大変申しわけありませんが、そういうことでございます。よろしくお願いたします。

○議長（川上 昇君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（税田 榮君） 議案第26号平成30年度川南町一般会計予算ですけど、ページは121ページになりますが、農林水産業費、農業費3目の6次化ブラッシュアップ強化事業補助金200万円ですけど、これはどんなものか。すでに予定があるのか。

と、もう一つは123ページになりますが、同じく農林水産業費ですけど、宮崎県バイオテクノロジーセンター負担金、これ8万1000円ですけど、これはどんなことをやっているのか。そして、また川南町ではどんな利用をしているのか。このバイオテクノロジーにしては、ちょっと金額が少ないので、これを聞きたいと思います。

それからもう一点、131ページになります。これも農林水産業費、農業費の13目公園管理費ですが、東地区運動公園管理委託料107万4000円、これはどこに委託をしているのかお聞きします。

それともう一つ、141ページ、これ、商工費ですけど、市町村間連携事業負担金、これ315万円ですが、これは何をしているのか、事業は。そういうことをお聞きしたいと思います。

○産業推進課長（山本 博君） 税田議員の御質疑にお答えいたします。

まず、6次産業化のことで御質疑をいただいております。6次化のブラッシュアップ強化事業補助金の件で御質疑をいただいております。

これは、県の事業を使いまして取り組むものでありますが、すでに要望としまして有限会

社協同ファームのほうで熟成豚に取り組みたいということで、ソフト事業でブランディングのためのプロモーション等のカタログ、パンフレット等を計画しているところであります。3分の2の事業であります。

次に、宮崎県バイオテクノロジーセンター負担金についてであります。これは県のほうでこういったセンターがありまして、バイオテクノロジーに関する研究を行っているところであります。現在の川南町におきましては、実績のほうはございません。

続きまして、市町村間連携事業負担金の315万円についてであります。これは、西都児湯管内の観光関係で連携して取り組むものであります。今回のこの予算につきましては、主にサイクリングのイベントを予定しております。

以上でございます。

○教育課長(大塚 祥一君) ただいまの御質疑にお答えいたします。

東区運動公園の管理委託につきましては、平成29年度におきましてはスポーツ合衆国のほうに管理委託をお願いしております。

30年度におきましては、さらにそれに、刈った草、落ち葉等を産廃として処理するために、新たに51万円ほど予算を追加しているものです。

以上です。

○議員(税田 榮君) この市町村間の連携の事業負担金、これは返答があったですかね。

○産業推進課長(山本 博君) お答えいたします。

先ほどお答えをさせていただいておりますが、今年度も行っておりますサイクリングのイベントを児湯郡の管内でまたやるといったところの予算でございます。以上です。

○議員(税田 榮君) このサイクリングで言やったけど、これは、しないといかんということじゃあないと思うんですけど。スポーツ関係で、これは商工費の中に入るのでしようかと思いましたが質問したんで、毎回、立って質問しているんですけど、これはスポーツのほうとは違うんじゃないでしょうかと思うんですけど、どうでしょうか。

○産業推進課長(山本 博君) お答えいたします。

この市町村間連携系事業のサイクリングイベントであります。これは、西都児湯の観光ネットワークで取り組むものでありまして、このイベントの内容としまして、各町村間のいわゆるグルメを堪能してもらおうと。各町それぞれの食材を料理といいますか、そういったそれぞれの町の特産なりを堪能していただいて、それぞれを周遊してもらおうということで、対象としましても県内外からの顧客を予定しておるところであります。

今年度も実施しましたが、遠くは北海道から参加もしていただきまして、約400名ほど参加をさせていただいております。やはり、町内外から呼び込むことで観光につながるというふうを考えておりますので、今後も市町村間で連携をしながら取り組んでいきたいというふうを考えております。

以上です。

○議長（川上 昇君） ほかに質疑ありませんか。

○議員（内藤 逸子君） 平成30年度川南町一般会計予算について、69ページの2款総務費、1項総務管理費、設計委託料593万2000円、これはどこなのでしょうかということ。

それと、97ページの2款民生費、2項児童福祉費、児童福祉・子育て支援の充実ということで、クラブ支援金、賃金816万7000円の内容について伺います。積算根拠など伺います。

それから、中央・通山児童クラブの委託料2274万5000円について、これは内容説明ということですか、どこに委託されるのか、積算根拠をお願いします。なるべくなら町内の社会福祉法人に委託して、安定的に労働力を確保したいというふうなことを言われましたけど、川南町を潤すような事業にぜひしていただきたいので、お願いします。

次に、6款の農林水産業費の1項農業費委託料、農村公園管理委託料の——128ページなんですけど——321万2000円は何カ所分なのか。

それから、10款の教育費の3項中学校費、LEDの照明賃借料、唐中116万7000円、それから、国中150万円について。唐中の卒業式に行きましたが、照明が切れていました。どのように管理しているのか、伺います。

それから、181ページの10款4項社会教育費、文化ホールのグランドピアノについてですけど、2200万円。さっき何人かの質問に対して説明はされましたが、どのように検討して、この2200万円のピアノを買うようになったのか。そして、誰のためのピアノなのか。時々、私もコンサートに行きますが、この収容率っていうんですか、コンサートをされてどのくらいの聴衆者がいるのか。

それから、10款教育費の4項の社会教育費の中の合唱指導等委託料480万円についても、どのような内容なのか伺います。

それから、最後のほうの災害復旧費のところの11款1項で、農林水産施設災害復旧費委託料100万円と、2項の公共土木費施設災害復旧測量委託費も100万円。同じく100万円となっていますが、この根拠をお願いします。

○まちづくり課長（米田 政彦君） ただいまの内藤議員の御質疑にお答えします。

自治振興費の中の設計委託料593万2000円ですが、補足説明でも申し上げましたけれども、川南別館の設計委託料になります。

以上です。

○教育課長（大塚 祥一君） ただいまの御質疑にお答えいたします。

まず、児童クラブの賃金ということだったと思いますが、こちらにつきましては、13人分の賃金となります。中央と通山につきましては7月からは業務委託ということで、残りの多賀小につきましては1年分ということで計算しております。

続きまして、中学校のLEDだったと思いますが、これにつきましては議員おっしゃるとお

り、唐中の体育館の水銀灯が数個切れていると思いますが、こちらは水銀による環境の汚染の防止に関する法律というのがございまして、2020年度までに水銀灯の製造が禁止されます。よって、現在、水銀灯を設置している施設につきましては、順次、取り換えが必要だということでございますので、切れている個数の多い、また大規模な施設から取りかかっているというような状態であります。

ピアノの購入の件でございますが、こちらは、先ほども答弁させていただきましたが、本町では、これまで歌声あふれるまちづくり事業やモーツァルト音楽祭などで音楽文化の推進を図っていただいております。その中で、音楽関係者の中から、また専門家の皆様から、ピアノがもうひとつだということでアドバイスを受けておりまして、更新したらどうかということで、今回、上げさせていただいたということでございます。

それから、合唱指導につきましては、国立音楽大の榎本先生に指導していただいている分でありまして、合唱指導とコンサート公演を年2回、またポスターやチラシの作成などの委託料が含まれております。昨日もスプリングコンサートが開催され、500人以上入っていたかと思っておりますので、大変、好評を得ていると思っております。

以上です。

○農地課長(新倉 好雄君) 内藤議員の御質問にお答えいたします。

11款1項1目農業用施設災害復旧費のうち、委託料100万円につきましては、毎年度当初予算におきましてこのような形で100万円を見込み計上させていただいておりますが、内容としましては、毎年、想定される災害復旧事業の採択に向けまして、必要な災害発生後の測量を発注するための経費を当初より見込み計上しておくものでございます。また、災害復旧時の事業の工事等の測量設計につきましては、その事案の内容に合わせまして、補正予算等で提案させていただこうというふうに考えております。

以上です。

○建設課長(吉田 喜久吉君) 御質疑にお答えいたします。

同じく1目の道路橋梁災害復旧費でございますが、ただいま農地課長が答弁したように、建設課におきましても災害申請測量設計業務を、まあ、緊急を要しますので見込み計上を100万円計上しているところでございます。

以上です。

○議長(川上 昇君) 農村公園管理委託はまだね。何カ所か。129ページ何カ所かかっていう質問じゃなかったですかね。農村公園。どこですか、農村公園。(「予算を計上するところが答弁」と言う者あり)

○議長(川上 昇君) 暫時休憩します。

午後1時36分休憩

午後1時38分再開

○議長(川上 昇君) 会議を再開します。

休憩前に引き続き、会議を続行します。

○総務課長(押川 義光君) 機構の一部改革に伴いまして、若干、手間取りましたことをお詫び申し上げたいと思います。

農村公園自体は12カ所ございます。ただ、全てを一括して委託っていう形はとっておりませんので、その中から一部を委託するということで御理解いただければと思っております。

○議員(内藤 逸子君) 今のことですが、農村公園の委託料について、その場所場所で委託っていうか、直接、業者に委託しているところもあれば、その地域で管理しているところもあると思うんです。やっぱり、その管轄の課がきちりと管理状況を見ていただきたいっていうことをお願いしておきます。

それから、中学校のLEDは委託なので、賃借料だから借りてるっていうことになるんですよ。やっぱり、せっかく卒業式とか節目のときには点検してもらって、きれいな全部が電気がついた明るい場所で卒業式を送らせていただきたいと思います。もうすぐ入学式もありますので、なるべく間に合わせていただきたい。

それから、合唱指導委託料480万円についてですが、コンサートが年2回、そして常日ごろの合唱の指導をいただいていると言いますが、榎本先生への委託料って言われましたけど、もう何年も同じ先生がやってこられて、町民から私は不満の声を聞いております。長年、東京からわざわざ来ていただき、本当に成果が上がっているのだからかっていう声です。それで、県内や児湯郡内にもいろんな先生がいると思います。一流の人を雇って、いい環境を整えるっていうことかもわかりませんが、本当に月5万円以下の年金の生活者とか、農業を一生懸命やっている方などは、音楽も聞きたくても聞けないんです。そんな人達から、特にグランドピアノを買うというのはいかかなものかって言われました。

あなたたちは賛成して、それを決めていくんでしょっていう批判もされて、私たちは町民の声を執行部に届ける役目ですので、ぜひ、声を聞かせてくださいって言いましたら、結局、生活に追われている者は文化に触れることも少なく過ぎていますっていうことで、ほんとに私たちの生活を考えてくれるなら、そんな2000万円もかけるならほかのことに、町民に直接かかわることに使ってもらいたいっていう要望を聞きました。ぜひ、再検討をお願いしたいと思います。

○教育課長(大塚 祥一君) まず、唐瀬原中学校のLEDの件でございますが、あその水銀灯には一つ一つモーターがついておりまして、本来は下がって上がるという機能がついているんですけれども、そのモーター自体が動かないというような状態を取り換えるなら、も

う足場を組まないといけないという状態なんですね。だから、今すぐ取り換えるということ
はできないということで、御理解いただきたいと思います。

ピアノについては、確かに高額なものでございますので、十分説明がつくように、また、
購入した際には、皆様に素晴らしい音楽をお聞かせできるように検討していきたいと思っ
ております。

以上です。

○議員(内藤 逸子君) 私は足場もしないといかんから、今のにしたと思ってたんですよ。
だから、簡単に下ろして換えることはできると考えていました。が、それは、もう、まだで
きてなかったということで理解していいんですね。

それから、学童保育についてですが、先ほど説明された金額で、この13人で単純に割った
ら175万円ほどになるんですね。委託しなくても、賃金が上がればクラブ支援員っていう
のは集まると思うんですが、いかがですかね。

○教育課長(大塚 祥一君) 児童クラブの支援員につきましては、何度か答弁させていた
だいていますとおり、非常に人材不足で集まらないというのが現実です。この現場の声を、
ぜひ、お聞きいただきまして、少しでも支援員をやってみたいと思われる方が増えるように、
いい職場環境にしたいと思っております。

それによって、安定的に、安心して預けられる児童クラブとしたいと思っておりますので、
どうぞ御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長(川上 昇君) ほかに質疑はありませんか。

○議員(三原 明美君) 議案第26号平成30年度川南町一般会計予算、ページが158から159、
9款消防費1項消防費3目災害対策費の15節工事請負費2217万2000円のうち、500万円の山
本地区に防災倉庫を設置するための費用とありますが、将来的に、防災倉庫は幾つ設置する
のでしょうか。また、自治公民館ごとに設置するのか。また、建物は、広さ的にはどれくら
いで、防災用品はどのようなものを入れる予定があるのかが一点と。

もう一つは、160から161ページ、9款消防費1項消防費4目防災施設費13節委託料の防災
行政無線更新工事施工管理の件ですが、これは川南町全世帯に設置するのか。また、企業な
どの設置の考えはあるのかお聞きいたします。

○まちづくり課長(米田 政彦君) ただいまの三原議員の御質問にお答えします。

最初に、避難誘導灯だったですかね。(「防災倉庫です。」という者あり) 防災倉庫で
すね。防災倉庫の件ですけれども、各自治公民館ごとには必ず1つずつは設置したいという
ふうに考えております。また、今年度もですけれども、各自治公民館に話をしまして、設置
する場所であったり、大きさについては、そこの自治公民館の要望にできるだけお答えして
いきたいというふうに考えております。

中身についてなんですが、平成29年度についてはパッケージという形で、既存の形のものそのまま導入したわけなんですけれども、そこでのいろいろ御意見もありましたので、平成30年度以降は基本的なもの、水と食料、それは備えつつ、その中については、また、自治公民館と相談していきながら、中身を決定していきたいというふうに考えております。

あと、防災行政無線の件の御質問ですが、一応、全世帯に配付できるように、配付というか、一応、これは借りるという形を、現在、取っておりますので、町が一括して購入しまして、希望されるところにはお取り付けすると。これは、これまでと同じように、各世帯、企業等も同じように設置する予定にしております。

以上です。

○議員(三原 明美君) その倉庫は、各自治体公民館に1つずつとおっしゃられましたけど、ほかにも、まだ、設置する予定はございますか。

それと、先ほどの食料品関係ですが、これは何食分、何人分なんでしょうか。それと、とりあえず、それをお聞きいたします。

○まちづくり課長(米田 政彦君) ただいまの御質問にお答えします。

自治公民館というのは、一応、中央地区は、今、予定をしておりません。中央地区を除くほかの自治公民館に、一応、避難をする避難場所として各別館も指定しておりますし、別館の方針等も今後検討していかないといけない部分ですので、平成30年度の山本地区を含め、通山、多賀、東、川南西地区も、多賀はすいません、29年度でしたんで、それ以外のところにも予定しております。

あと、防災倉庫の中身の件なんですが、食料は、一応、今のところはパッケージとして、たしか100人分だったというふうに記憶をしております。これで十分とは言えませんが、必要最低限の水、食料、県が計画で挙げたのが、一応、3日分というふうにはおっしゃっておりますけれども、各家庭で備蓄する部分、それを補う部分として、防災倉庫として蓄えていくというふうに考えておりますので、一つの目安にしていいただければと思います。

以上です。

○議員(三原 明美君) 倉庫の件はよくわかりました。

次に、その防災無線ですが、防災無線というのは、防災のみしか使えないという話を聞いたんですが、もっと縛りのない、もっと幅広く使えるような無線設置ではダメなんでしょうか。

○まちづくり課長(米田 政彦君) ただいまの三原議員の御質問にお答えします。

一応、名目上というのと、ちょっと語弊があるかもしれませんが、必要な装備としまして防災行政無線というものを設置させていただいて、日々、これについては、いざという時に使えないといけないものですので、それを確認するというので、日夜、通信確認ということで行政情報のお知らせも兼ねているところがございますので、町としましては、ある程

度、柔軟に対応しているつもりではあります。

ただし、全てのものをお知らせしていくということになりますと、今度は、防災行政無線の本来の趣旨から外れることになりますので、いろいろな面で不都合が生じてきますので御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長(川上 昇君) ほかに質疑はありませんか。

○議員(河野 浩一君) 議案第26号平成30年度川南町一般会計2款1項6目、61ページです。ラズベリー新規開発委託料が何年か前から計画してやっておられるようですが、何人の人で、どのくらいの反別でやっておられるか聞きたいと思います。

それから、その下の耕作放棄地放牧検討委託料。これはどういったふうに使われているか説明をお願いします。

○産業推進課長(山本 博君) 河野議員の御質疑にお答えいたします。

まず、ラズベリーの件であります。今現在、協議会というのをつくってございまして、3人で取り組んでおります。面積は2ヘクタールであります。すいません、2反であります。

あと、耕作放棄地の事業につきましては、今現在、村上牧場のほうで放牧をしまして、検証を行っている段階であります。その状況を確認しまして、また、平成30年度も取り組みながら、どういった飼料が適しているのか。どれだけ労働負担の軽減につながるのか、そういった検証をしていきたいというふうに考えております。

○議員(河野 浩一君) ラズベリーの場所を後からでいいですから聞きたいんですけど。私も行ってみたいと思いますので。よろしいですか。お願いします。

この耕作放棄地というのは前から計画して。何年か前から、この計画してやっておられるんですかね。

○産業推進課長(山本 博君) お答えいたします。

ラズベリーの場所につきましては、またお答えしますので御案内したいと思います。

この耕作放棄地につきましては、平成28年度から宮崎大学との連携協定を結んで取り組んでおりますが、これ、これから高齢化になってきて、なるべく省力化で牛を養えないかといったところがありますので、そういった検証を、今、行っているところであります。

最終的に、30年度で報告書ができ上がってきますので、それをもとに農家さんに推奨できるかといったところを判断したいというふうに考えております。

以上です。

○議長(川上 昇君) よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川上 昇君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川上 昇君) 異議なしと認めます。したがって、議案第26号は、各所管事項別に、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

日程第27、議案第27号平成30年度川南町国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川上 昇君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川上 昇君) 異議なしと認めます。したがって、議案第27号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程28、議案第28号平成30年度川南町漁業集落排水事業特別会計予算を議題とします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川上 昇君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川上 昇君) 異議なしと認めます。したがって、議案第28号は、文教産業常任委員会に付託します。

日程第29、議案第29号平成30年度川南町営農飲雑用水事業特別会計予算を議題とします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川上 昇君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川上 昇君) 異議なしと認めます。したがって、議案第29号は、文教産業常任委員会に付託します。

日程第30、議案第30号平成30年度川南町下水道事業特別会計予算を議題とします。これから本議案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川上 昇君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川上 昇君) 異議なしと認めます。したがって、議案第30号は、文教産業常任委員会に付託します。

日程第31、議案第31号平成30年度川南町介護認定審査会特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川上 昇君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川上 昇君) 異議なしと認めます。したがって、議案第31号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第32、議案第32号平成30年度川南町介護保険特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川上 昇君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川上 昇君) 異議なしと認めます。したがって、議案第32号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第33、議案第33号平成30年度川南町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川上 昇君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川上 昇君) 異議なしと認めます。したがって、議案第33号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第34、議案第34号平成30年度川南町尾鈴地区畜産用水管理事業特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川上 昇君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川上 昇君) 異議なしと認めます。したがって、議案第34号は、文教産業常任委員会に付託します。

日程第35、議案第35号平成30年度西都児湯行政不服審査会特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川上 昇君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川上 昇君) 異議なしと認めます。したがって、議案第35号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第36、議案第36号平成30年度川南町水道事業会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川上 昇君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川上 昇君) 異議なしと認めます。したがって、議案第36号は、文教産業常任委員会に付託します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。お疲れさまでした。なお、引き続き、ただいま付託されました議案について各常任委員会ごとの審査をお願いします。

午後2時01分散会
